

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十三年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 秋田 新平 生駒郡三郷町勢野西二―五―四〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 森 宏範 生駒郡三郷町立野北二―二七―二三